

議案第 24 号

埼玉中部環境保全組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉中部環境保全組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 24 年 2 月 20 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

埼玉中部環境保全組合規約の一部を変更する規約

埼玉中部環境保全組合規約（昭和 52 年指令地第 1204 号）の一部を次のように変更する。

別表中「、大字上種足、大字中種足」を削る。

附 則

この規約は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による県営土地改良事業種足野通川地区の換地処分公告のあった日の翌日又は埼玉県知事の許可のあった日のいずれか遅い日から施行する。

議案第24号参考資料

埼玉中部環境保全組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

(下線は変更部分)

| 現 行 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>別表（第3条、第14条関係）</p> <p>人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神、富士見町、鴻巣、下生出塚、上生出塚、中央、ひばり野、生出塚、箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町、原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、<u>大字上種足、大字中種足</u>、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根、屈巢、広田、北根、赤城、赤城台、関新田、新井、境、上会下</p> | <p>別表（第3条、第14条関係）</p> <p>人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神、富士見町、鴻巣、下生出塚、上生出塚、中央、ひばり野、生出塚、箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稲荷町、赤見台、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町、原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根、屈巢、広田、北根、赤城、赤城台、関新田、新井、境、上会下</p> |